

2025司法試験全国公開模試等直前対策講座ガイダンス第3弾！
令和7年司法試験 理論と体力勝負の短答刑法と論文刑事系科目の攻略法

令和7年5月18日
辰巳法律研究所
教材制作課 宇野良一

【参考動画】

- ・令和7年司法試験 考査委員名簿と採点実感を踏まえた出題予想座談会
<https://www.youtube.com/watch?v=LU8gZgXSVpI>
- ・短答式試験攻略大作戦 2025
<https://www.youtube.com/watch?v=DnMpc2-ehL0>
- ・令和7年司法試験をめぐる最新情報
<https://www.youtube.com/watch?v=XsZdNBwfIMU>
- ・短答憲法・民法・刑法の苦手分野と手薄分野の克服方法 [司法試験]
https://www.youtube.com/watch?v=8HStgMS_-Ds
- ・令和7年司法試験 合否の鍵を握る民事系科目の攻略法 [司法試験]
<https://www.youtube.com/watch?v=cEd3VhIlppk>
- ・令和7年司法試験 波乱含みの短答憲法と論文公法系科目の攻略法 [司法試験]
<https://www.youtube.com/watch?v=oJvR6w5QQyU>

1 司法試験短答式試験刑法対策

- (1) 法科大学院協会「令和6年度司法試験に関するアンケート調査結果報告書」

(法科大学院協会HP) <https://www.lskyokai.jp/rp-250205/>

「令和6年司法試験に関するアンケート調査結果に関する報告書」

P.5 「2. 短答式試験について (3)刑法分野」

『適切』と『どちらかといえば適切』の積極的評価を示すものがあわせて30校（96.8%）となっており、昨年の92.6%に続きかなり高い数値を維持している。昨年度と比較し『適切』の割合が増加する一方、『どちらかといえば適切』が減少しているが、昨年度の短答式試験においては、受験者全員が正答と扱われた設問があったことから『適切』の割合が低下していたと解することでき、今年度は令和4年以前の高い評価に戻ったといえよう。今年度の問題は『適切』の割合が高く、否定的評価も1校にとどまっていることからすると、総じて好意的に評価されていると思われる。

回答に付された理由を見ると、『分野の偏りなく、基礎事項の理解を問う出題』、『基礎的な知識や判例の一般的理解を問うことに対応した内容・難易度』といった出題分野や難

易度につき好意的な評価が多く見られた。『技術的な試験対応力の有無があまり影響しないと考えられる』、『肢の個数を問う問題がなくなった』や、会話形式の問題、事例形式の問題といった出題形式を肯定的に捉える回答も見られた。他方、『やや難易度が高い』問題があったとする意見や、『特定の学説を偏重する傾向』といった意見、『不明瞭』を指摘する意見も出されており、詳細は回答付記意見をご参照いただきたい。また、上記で紹介した以外にも多くの意見が寄せられており、あわせてご参照いただきたい。」

(2) 司法試験委員会第191回会議（令和7年2月5日）

資料10 令和6年司法試験男女別受験状況・平均点等

（法務省HP）<https://www.moj.go.jp/content/001435829.pdf>

(3) 具体的な対策方法

ア 2025年短答過去問パーフェクト重要問題セレクト刑法の活用

<https://www.youtube.com/watch?v=DnMpc2-ehL0>

イ 木村光江『刑法』（東京大学出版会、第5版、2025）

（出版社HP）<https://www.utp.or.jp/book/b10124149.html>

2 司法試験論文式試験刑事系科目第1問（刑法）対策

(1) 法科大学院協会「令和6年度司法試験に関するアンケート調査結果報告書」

（法科大学院協会HP）<https://www.lskyokai.jp/rp-250205/>

「令和6年司法試験に関するアンケート調査結果に関する報告書」

P. 15～6「3. 論文式試験について (3) 刑事系 (a) 刑法分野」

「…昨年度に続き、今年度も『適切』とする法科大学院数が半数以下となったものの（昨年度の『適切』の割合は36%、令和4年度は71.9%）、昨年度の割合からは増加し、積極的評価の割合も8割を超え（昨年度の積極的評価の割合は84%、令和4年度は96.9%）、なお高い水準にあるといえることから、本年度の問題も法科大学院には依然として好意的に受け取られているといえよう。

出題形式については、平成30年（2018年）に大きな変更がなされたが、新たな出題形式は各法科大学院に完全に定着したものと思われ、各意見は、それを前提に評価しているといえよう。今年度の問題に対しては、『出題の仕方を工夫し、受験者に考えさせる問題になっている』、『異なる結論を導きうる見解を問う形式は今後も維持して頂きたい』といった好意的な意見が見られた一方で、『出題形式として誘導・解答条件が多い』、『例年以上に設問での検討事項の指示が具体的であり、そこまでしないといけないものなのかやや疑問』、『設問1についてはなお書きを付す必要がなかったのではないか』と

といった、指示・誘導に関する指摘が今年度はいくつか見られた。どこまで誘導するかは検討すべき課題であるが、在学中受験が始まった現在においては、『解答にあたって従うべき条件が過度に細かく指定されている印象を一見して受けるが、ここまで誘導しないと全体として点数が出ないという判断であろうから、受験生の現状を前提とすると仕方ない』といった見方も可能かもしれない。

解答時間・難易度については、『全体として分量と難易度のバランスがとれていた』、『内容・問題量ともに実力を測るために相応しい』といった好意的に捉える意見が多数を占める一方で、『まだ全体に丁寧な論述を心掛けている受験生には、例年と同じく、時間不足』、『設問の指定に従ってしっかり論じようとすれば、解答時間が足りなくなるおそれがあるのではないか』といった意見や、逆に、『易し過ぎる』といった意見も見られた。

内容に対しては、『単純な論点主義では対応できない、刑法の問題の本質を理解しているか否かを問う形の問題』、『総論及び各論の主要論点がうまく組み合わされていて、良問』といった好意的な評価が多く見られた。

個別の設問については、設問2に対し、『小問形式による誘導を用いて、理論的関心への応答を含んだ解答を求めることで、丁寧に学修している受験生には適切な解答がしやすく、逆に判例の結論や定型的な論述例の暗記だけで対応しようとする受験生には解答しにくくなるように工夫されている』といった肯定的な意見が見られた一方で、『学説の対立を前提に解答させるもので、実務法曹選抜試験の趣旨からみて必ずしも適切とはいえない』、『特定の学説の問題意識を踏まえた設問・問い合わせ方であるように見受けられるが、そうだとすれば、法科大学院での標準的な学習内容を踏まえた出題といえるか、疑問』といった、設問が学術的過ぎるとする趣旨の意見がいくつか見られた。それに対しては、『学説の正確な理解を問う側面が高くなつたようを感じられる。その傾向が強くなりすぎると実務家登用試験としての適切さに疑問が生じ得るが、現在の水準であれば、依然として適切な出題である』といった見方もある。司法試験は実務家登用試験であることから、学術的な設問にするにしてもその水準には留意し、過度に学術的となって難易度が高くなり過ぎないよう、配慮する必要はあるといえよう。』

- (2) 安田拓人『基礎から考える刑法総論』(有斐閣、2024)
(出版社HP) <https://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641139725>
- (3) 井田良・佐伯仁志・橋爪隆・安田拓人『刑法事例演習教材』(有斐閣、第3版、2020)
(出版社HP) <https://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641139466>
・2025辰巳司法試験全国公開模試「令和7年主要考查委員紹介&出題予想」
P. 17~8<『刑法事例演習教材(第3版)』の事例と類似の司法試験及び予備試験論文式試験問題一覧>参照

- (4) 『えんしゅう本 6 刑法』(辰巳法律研究所、第3版、2025)
(辰巳HP) <https://tatsumionline.stores.jp/items/68214762508a106e7ea3a36b>
- (5) 大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法I—総論』(日本評論社、第3版、2019)
(出版社HP) <https://www.nippyo.co.jp/shop/book/7945.html>
- ・因果関係 P. 56~78
 - ・不作為犯 P. 79~90
 - ・具体的事實の錯誤 P. 101~118
 - ・抽象的事実の錯誤 P. 119~129
 - ・過失犯 P. 130~148 (最決平29. 6. 12 刑集71-5-315、北川佳世子「判批」
刑法判例百選I (第8版) P. 116~7 参照)
 - ・緊急避難 P. 205~215
 - ・原因において自由な行為 P. 224~232
 - ・実行の着手 P. 253~268
 - ・不能犯 P. 269~280
 - ・中止犯 P. 281~296
 - ・間接正犯 P. 307~317 (最決令2. 8. 24 刑集74-5-517、伊藤ゆう子「判解」
『最高裁判所判例解説刑事篇令和2年度』(法曹会) P. 128~158 参照)
 - ・共同正犯 P. 318~331
 - ・過失犯の共同正犯 P. 331~335
 - ・共犯と身分 P. 358~367
 - ・不作為と共に犯 P. 367~371
 - ・共犯の錯誤 P. 372~386
 - ・共犯関係の解消、共犯の中止犯 P. 397~404
- (6) 大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法II—各論』(日本評論社、第4版、2024)
(出版社HP) <https://www.nippyo.co.jp/shop/book/9421.html>
- ・住居侵入罪 P. 82~92
 - ・名誉に対する罪 P. 96~106
 - ・不法領得の意思 P. 125、143~8
 - ・死者の占有 P. 140~142
 - ・強盗罪 P. 154~228
 - ・詐欺罪 P. 229~265
 - ・横領罪 P. 275~313
 - ・背任罪 P. 314~340
 - ・放火罪 P. 362~390

- ・文書偽造罪 P. 391～424
- ・賄賂罪 P. 460～480

3 司法試験論文式試験刑事系科目第2問（刑事訴訟法）対策

(1) 令和3年司法試験の採点実感（刑事系科目第2問）

(法務省HP) <https://www.moj.go.jp/content/001357781.pdf>

「〔設問1〕は、司法警察員が、甲、乙及び氏名不詳者が共謀の上、住居侵入強盗に及んだ旨の被疑事実で発付を受けた捜索差押許可状に基づき、『丙組若頭丁』と印刷された名刺1枚を差し押されたこと（下線部①の差押え）及びUSBメモリ2本につきその記録内容を確認しないで差し押されたこと（下線部②の差押え）について、それぞれ、適法性を問うものである。ここでは、令状に基づく差押えの要件、被疑事実との関連性が認められる証拠の範囲、電磁的記録媒体の特性を踏まえた差押えの適法性の判断枠組みを示し、事例に現れた具体的な事実を的確に抽出、分析した上、前記各差押えの適法性を論じることが求められる。

〔設問2〕は、乙の公判で検察官が証拠調べ請求をした、本件住居侵入強盗の犯行態様等と一致する内容の乙作成のメモ（本件メモ1）及び『乙から指示されたこと』等の記載がある甲作成のメモ（本件メモ2）につき、それぞれ、証拠能力の有無を問うものである。ここでは、伝聞法則の趣旨を前提に、伝聞と非伝聞を区別する基準を示した上、前記各メモが伝聞・非伝聞のいずれに該当するか、非伝聞証拠に該当するとした場合には、いかなる推論過程を経れば、要証事実を推認することができるのか、また、伝聞証拠に該当するとした場合には、伝聞例外規定の要件を充足するか否かについて、検討し、事例に現れた具体的な事実を的確に抽出、分析した上、前記各メモの証拠能力の有無を論じることが求められる。」

- ・堀江慎司「『包括的差押え』について」法学論叢（京都大学）182巻1・2・3号
P. 181～201
- ・同「伝聞証拠の意義」刑事訴訟法の争点 P. 166～169

(2) 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕』（立花書房、第2版、2021）

(出版社HP) <https://tachibananashobo.co.jp/products/detail/3728>

同『判例講座刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判・上訴篇〕』（立花書房、第2版、2023）（出版社HP）<https://tachibananashobo.co.jp/products/detail/3864>

- ・2025辰巳司法試験全国公開模試「令和7年司法試験刑事訴訟法出題大予想」参照

(3) 『えんしゅう本 7刑事訴訟法』（辰巳法律研究所、第3版、2025）

(辰巳HP) <https://tatsumionline.stores.jp/items/68214762508a106e7ea3a36b>

- (4) 宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法』(有斐閣、第3版、2024)
(出版社HP) <https://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641179592>
- ・捜査に関する一般規範 P. 34～50
 - ・現行犯逮捕 P. 72～5
 - ・別件逮捕・勾留 P. 95～100
 - ・身柄拘束中でない被疑者の取調べ P. 106～111
 - ・身柄拘束中の被疑者の取調べ P. 111～7
 - ・令状による捜索・差押え P. 122～142
 - ・令状によらない捜索・差押え P. 143～150
 - ・強制採尿 P. 159～165
 - ・強制採血 P. 165～6
 - ・公訴事実の記載と訴因の特定・明示 P. 228～238
 - ・訴因変更の限界（可否）—「公訴事実の同一性」P. 246～257
 - ・訴因・罰条変更の要否 P. 259～267
 - ・公判前・期日間整理手続 P. 327～333
 - ・証拠法序説 P. 357～370
 - ・科学的証拠 P. 376～383
 - ・伝聞証拠の証拠能力 P. 383～431
 - ・違法収集証拠の証拠能力 P. 431～448
 - ・自白の証拠能力と証明力 P. 449～473
 - ・概括的・択一的な判示・認定の許容性 P. 496～502
 - ・裁判の確定とその効力 P. 503～511
 - ・一事不再理効 P. 511～9（令和2年司法試験予備試験論文式試験問題と出題趣旨刑事訴訟法参照）

4 2025辰巳・司法試験全国公開模試のご案内

<https://service.tatsumi.co.jp/shin/kouza/33681/>

- ・ご要望にお応えし、6月日程（東京本校＆通信部）を追加いたしました！

- ・論文スピード解説講義講師

公法系第1問 弁護士 伊藤建 先生

公法系第2問 弁護士 剛力大 先生

民事系第1問 辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生

民事系第2問 辰巳専任講師・弁護士 原 孝至 先生

民事系第3問 辰巳専任講師・弁護士 宮戸博幸 先生

刑事系第1問 辰巳専任講師・弁護士 西口竜司 先生

刑事系第2問 元東京高検検事・元司法研修所教官・弁護士 新庄健二 先生

- ・令和7年主要考查委員名簿からみる『危ない論点予想講義』

辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生

教材：令和7年主要考查委員紹介&出題予想

- ・毎年当てる！当たるとでかいゾ！『刑訴出題大予想』

辰巳専任講師・弁護士 西口竜司 先生

教材：令和7年司法試験 刑事訴訟法出題大予想

5 2025ファイナル予想答練福田クラス／西口クラスのご案内

<https://service.tatsumi.co.jp/shin/kouza/34555/>

6 2025司法試験直前ラスト早まくり講義のご案内

<https://service.tatsumi.co.jp/shin/kouza/41436/>

【短答対策】

- ・憲法（2時間）—憲法総論・統治機構の弱点補強講義

辰巳専任講師・弁護士 原孝至 先生

- ・民法（2時間）—親族・相続の頻出分野復習講義

辰巳専任講師・弁護士 西口竜司 先生

- ・刑法（2時間30分）—学説問題攻略講義

辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生

【論文対策】

- ・論文早まくり講義—出題予想テーマ・論点攻略講義

公法系（3時間） 辰巳専任講師・弁護士 西口竜司 先生

民事系（5時間） 辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生

刑事系（3時間） 辰巳専任講師・弁護士 原 孝至 先生

・早まくり短答憲法モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、司法試験短答式試験の問題のうち、総論・統治機構問題の弱点を補強することで、短答式試験の点数を上げるための講義内容となっています。

短答式試験対策では、論文式試験の出題分野や短答式試験の出題数の関係で、人権問題の対策ばかりしているため、総論・統治機構問題の対策については後回しになり、検討する時間を持っておらず、また、国会や内閣等、漠然としていて理解しにくい事項が多いために、苦手意識を持っていたり、弱点であると感じる人が少なくないと思います。本講義では、最初に原先生が総論・統治機構についての講義を出題可能性が高い事項等、重要な部分に限って解説してくれ（講義時間の半分以上）、その後に確認的に短答過去問のセレクトされた10問について検討していく形で進んでいきます。本講義は、総論・統治機構の知識や理解が不十分である方、対策をあまりせず点数につながっていない方に特に有用だと思います。

本講義で扱う教材について、講義レジュメは、各々の項目の意義・趣旨・論点・判例等が記載されており、原先生が重要なポイントを補足説明してくれ、基本書をただ読んでいただけよりも知識を整理でき、理解を深められます。衆議院の優越や予算先議権、内閣総理大臣の重要項目については、条文を実際に示してくれるので、正しい知識をインプットでき、また条文理解や重要事項の知識、基本的知識は問題検討の際に確実性をもつて肢を選択するためには必要なことであると感じました。講義レジュメは書き込みやマークがしやすく、右側に空白部分があり、不明な点や自身の考え等を補足して書き込むことができるので、自分が理解しやすいようにまとめられる知識整理ノートとして作成することができます。また、短答過去問セレクト10問については、原先生が教材の問題を示して検討・解説をしてくれるので、問題を解くために必要な知識は何か、問題を解くためのテクニックやロジック等を知ることができ、より実践的な問題検討をすることができます。

本講義は、総論・統治機構問題について、主に出題可能性が高い事項の基本的な知識の整理・理解をすることで、これらを弱点とせず、自身の強み、また自身の力として短答式試験の点数を1点でも上げるのに役立つ講義だと思います。

・早まくり短答民法モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年司法試験短答式試験通過）

本講義は、司法試験短答式試験の問題のうち、親族・相続問題の頻出分野を復習することで、短答式試験の点数を上げるための発想力を養うための講義内容となっています。

親族・相続問題は、短答式試験で約3分の1の割合で出題されているにもかかわらず、対策を全くしてなかつたりそもそも知識を有していないなかつたり、対策をしていても問題

の出題が後半になりそこまでに脳や体力を消費して点数がとれなかつたりと、得点源にすることができていない人が少なからずいると思います。本講義では、西口先生が講義レジュメを使い、各々の項目の重要な部分を例を交えて補足説明してくれ、当該項目の知識確認・整理をした後に、短答過去問セレクト10問のうち関係する問題を適宜検討していく形で講義が進んでいきます。本講義は、親族・相続分野の知識や理解が不十分である方、対策していても点数が上がらない方にとって、点数を上げるためにどうすれば良いかを知る良い機会であり最後のチャンスだと思います。

本講義で扱う教材について、講義レジュメは、各々の項目の制度趣旨や意義、要件や効果、条文や判例等が記載されており、西口先生が各々の項目の重要なポイントや条文について、かみ砕いて説明してくれるので、なぜその規定があるのか、どこが引っ掛かりやすい部分であるのか、考えながら知識をインプットできるため知識の定着化や理解を深めるのに役立つと感じました。普通養子縁組と特別養子縁組については、異なる部分、誰を対象にしているのか、何の許可が必要か等を条文を一つづつ確認してくれるので、相対的に知識をまとめることができ、また相続の承継・放棄については、同一の注意とそれと異なる善管注意義務がどの場合に必要か（無償委任）等、派生して説明してくれるので、点での知識ではなく線の知識として幅広い知識を習得することができます。講義レジュメは条文等が大きく掲載されているのでマークしやすく、また余白もあるので書き込みしやすいの加え、混乱しやすい項目は図表に整理されているので、講義レジュメをそのまま親族・相続分野の知識をまとめることの一冊とすることができます。短答過去問セレクト10問については、西口先生が教材の問題を示し、確実に検討して欲しい肢を指摘してくれ、その肢の正誤を判断するのに必要な知識は何か、また全選択肢を検討しなくとも、知識が曖昧だったり例え分からぬ肢があっても正解を導くことはできるなどを教えてくれるので、点数をとるための戦略を知ることができます。

本講義は、親族・相続分野についての点数を上げるためにだけではなく、常に「なぜ」という疑問を持って問題を検討する姿勢を学べるので、他の科目の短答式試験だけではなく、論文式試験にもつながる発想力や点数をあげるための力を養うことができると思います。

• 早まくり短答刑法モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、司法試験短答式試験の問題のうち、出題可能性の高い学説・見解問題を検討し自力で問題を解けるようにする（攻略する）ための講義内容となっています。

短答式試験では、判例の立場・見解についての問題が主であるため、刑法の学説問題についてはそもそも検討する機会がなく、また解くのに時間がかかり限られた時間の中で解くのは苦労するので、苦手意識を持っていました。本講義では、過去問の中でセレクトした問題を福田先生が丁寧に解説してくれたため、自分と同じように苦手意識を持って

いる方、過去問を解いただけで理解が不十分である方に役立つものだと思います。

本講義で扱う教材について、穴埋め問題は完成文を掲載しており、それを使って重要なポイントを補足説明してくれるため、ただ自分で穴を埋めて読んだときよりも理解が深められると感じました。また、判例の問題では、事案、判旨、コメントまで書かれているので、この教材だけで最低限の知識整理・理解をすることができました。論文式試験でも問われやすい事実の錯誤（方法の錯誤）や未遂犯と不能犯の区別等の問題では、解説レジュメに書かれていらない説明を福田先生がしてくれるので、短答を解くだけでなく論文を解くのにどうすればよいかを学ぶことができました。福田先生が教材の問題・解説を示して講義を進めていくので、問題を解くための判断思考過程や、重要なポイント等を知ることができて、問題・解説に書き込みやマークがしやすいので、自分が理解するためのオリジナルの教材を作成できると思います。

本講義は、刑法の学説・見解問題を解くのに必要な基本的な知識をインプットし、理解を深めることができますので、短答の点数を1点でも上げるための対策ができ、そこで終わるのではなく、論文対策にもつながる有用な講義だと思います。

・早まくり論文公法系モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、令和7年司法試験論文式試験の公法系の問題のうち、出題可能性が高い論点について、憲法は3問、行政法は2問の、問題（過去の答練や模試の問題）を通して論文式試験の点数を上げるためにどのような発想・戦略が必要かを学ぶ講義内容となっています。

まず、憲法は、論点や問題となっている条文を拾えたとしても、その答え方が出題趣旨に（問い合わせ）正しく答えられているか否かで点数の差が激しい結果となり、また、論証パターンをそのままでは使いづらいため、どう答えればよいのか、どのように書けば点数が上がるのかを悩む科目もあります。本講義では、最初に西口先生が講師作成レジュメを使って、基本的な思考・発想について丁寧に解説してくれます。例えば、自由権と生存権では権利の性質が違うため、何を違憲と主張するのかが異なり、各々の権利によって答案の書き方が違うことを再確認できます。そして、問題を使い、設問から見る（問い合わせきちんと把握する）、段落ごとナンバリングをつける（事案整理する）、問題文のキーワードをみて、ある程度連想できるか（何が問題となるか、制度のプラス面とマイナス面を予想）、問題文の事実を一步掘り下げることができるか等、点数を上げるための答案の書き方・考え方・頭の使い方等の戦略を知ることができます。

次に、行政法は、司法試験の試験日一日目の最後に解くことになるため、知識や対策等を十分にしていても、精神的・身体的疲労により、ケアレスミスや問題の読み違え・読み飛ばしをし、点数が低くなるおそれがある科目だと思います。本講義では、問題数2問につき、西口先生が問題文、設問を示した後に、合格スタンダード答案を使い問題検討して

いくため、一緒に解いていくことで、頭を整理しながらどのように書けば良いかの流れ（答案構成）を学習することができると思います。また、处分性や原告適格、本案訴訟（実体違法、手続違法）等の重要論点については、定義や規範をしっかりと書かなければいけないこと、行政事件訴訟法の重要なもの（無効確認、差止）については、訴訟要件を全部記憶しておくこと、問われやすい個別法の条文や仕組みを把握しておくこと等、重要なことをまとめて教えてくれるので、時間がない直前期においてとても為になると思います。

本講義で扱う教材では、出題趣旨や出題趣旨に基づいた解説・合格スタンダード答案等が掲載されているので、どのように書くべきだったか、どのように考えればよいか、問題文の事実の評価の仕方、あてはめについてより実践的な学習ができると思いました。また、問題に関連する判例も載っているので、問題文と判例との事案の違い、判例の場面を想像し、どのような場合に適用できるか等、ただ字面で事案把握していたときより、より深い知識、自己の力を養うための一冊として活用できます。

本講義は、公法系の答案作成についての基本的な発想・戦略を知ることで、論文の点数を上げる対策、また日頃から問題意識を持って生活する重要性を知ることができる有用な講義だと思います。

• 早まくり論文民事系モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、令和7年司法試験論文式試験の民事系の問題のうち、出題可能性の高い論点を福田先生がランク付け・セレクトし、過去の答練や模試の問題を通して論文式試験の点数を10点上げるための講義内容となっています。

まず、民法は、条文数や論点がかなり多く、また論文式試験では網羅的に出題されるため、学習・攻略するのに苦戦する科目です。本講義では、問題数3問につき、論文式試験で出題可能性が高いもの（ランク上位のもの）を福田先生が丁寧に解説してくれるため、表見代理や時効完成後の第三者、契約不適合責任等の重要論点について、知識を整理したり理解を深めたりするのに役立てるできます。

次に、商法は、問題を解くのに適切な条文をきちんと引くことができるかが重要であり、また条文操作も必要になってくるので、ただ基本書を読んでるだけでは点数につながらない部分がある科目です。本講義では、問題数2問につき、福田先生が事例を簡単に図解して説明してくれるので事案を把握しやすく、また条文を実際に引いて問題検討していくため、一緒に条文を引くことで、条文を引く癖をつけて、組織再編や多重代表訴訟等の重要論点を学習することができると思います。

最後に、民事訴訟法は、条文がない原理・原則・主義を解釈で展開していかなければならず、また訴訟のどの段階のものを問われているかが分かりづらいため、知識を有していても問題を解く力に結びつけづらい科目です。本講義では、問題数2問につき、ピ

ラミッド構造を押さえて、どこに位置付けられる論点なのかを把握しながら考えることで、弁論主義第1テーゼ（主張原則）や証明責任等の重要論点について、問われていることについて正しく答える力を持つことができると感じました。

本講義で扱う教材では、出題趣旨や出題趣旨に基づいた解説・配点表が掲載されているので、どこを書くべきであったのか、何に何点ふられてるのかが分かり、より実践的な学習ができると思いました。また、論点解説の部分では、学説・判例等が詳しく載っているので、知識を整理し理解することで、論点について自分でまとめることができました。本講義では、福田先生が、先生が監修した答案を示して解説してくれるので、答案作成に必須の部分や答案の流れを知ることができて、自分で論証をまねしやすく、またかみ砕いて自分が書きやすい論証を作成できるのが良い点だと思います。

本講義は、民事系の重要論点の答案作成について、必要な部分がどこか、自分に足りない部分が何かを発見する機会となり、論文の点数を上げる対策、実際に自分で問題を解いていく力を持つための有用な講義だと思います。

• 早まくり論文刑事系モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、令和7年司法試験論文式試験の刑事系の問題のうち、出題可能性の高い論点について、刑法は3問、刑事訴訟法は2問の、問題（過去の答練や模試の問題）検討を通して、論文式試験の点数を10点上げるための講義内容となっています。

まず、刑法は、複数の者の罪責や見解対立問題等、答えなければならないことが多く、予め論点につきどのように書くかの構成を用意してなければ、あてはめに時間を割くことができず、2時間で答案を完成させるのが困難である科目だと思います。本講義では、問題数3問につき、最初に問題文、設問を見た後に、合格スタンダード答案を参照し、論点について丁寧に解説してくれるため、因果関係や不能犯、中止犯等の重要論点について、基本的な知識を整理することはもちろん、答案の書き方について学習することができます。原先生が論点の説明の記載に補足して説明してくれたり、例を交えて分かりやすく解説してくれるので、イメージしやすく、あてはめ重視の刑法において、問題文のどの事実を強調するか、どのように評価するか等、テキストを読むだけよりも事案を解くための力を養うことができると思います。

次に、刑事訴訟法は、刑法と同様に、あてはめ重視である科目ですが、事実をどのように評価するか、あてはめをどうしたらよいかを、テキストを読んでいただけでは分かりづらく、事実の抜き書きだけで評価をきちんとして点数を上げることができず、独学では苦戦する科目だと思います。本講義では、問題数2問につき、問題文を見た後に、論点につき補足して丁寧に解説をしてくれます。捜査法分野の強制か任意かについては、プライベートスペースの侵入になっているか否かで判断が分かれるという考え方や、逮捕に伴う無令状捜索はなぜ問題となるのかを学習することができ、また証拠法分野の訴

因変更の可否の同一性についての整理の仕方、伝聞証拠における要証事実が何かを見極める重要な重要論点について、かみ砕いて分かりやすく解説してくれるので、知識の理解度を上げ、定着化を図ることができます。

本講義で扱う教材では、出題趣旨に基づいた解説・合格スタンダード答案、論点解説等が掲載されているので、答案構成を学ぶこともでき、事実の評価の仕方やあてはめについて学べるので、実践的な学習ができると思いました。また、原先生が問題文を読んで解説等をしてくれ、頁を示してくれるので、どの部分を解説してくれているのかが分かりやすく、頭を整理しながら順をおって理解できるので、答案を解くための道しるべの一冊として利用できると思います。

本講義は、刑事系の重要論点の答案作成のための知識、構成、戦略を知ることで、論文の点数を上げるために一つでも多くの論点を攻略することができる有用な講義だと思います。



司法試験・予備試験対策講座を受講後、ご意見・ご感想がございましたら、
上記二次元バーコードを読み取り、フォームからご回答お願いします。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>
大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）